

旧南区総合庁舎跡地及び旧南土木事務所跡地

における事業者公募に向けて
民間事業者の皆様との「対話」を実施します！！

～公民連携による課題解決型公募手法の実施～

横浜市（以下「本市」という。）では、旧南区総合庁舎跡地及び旧南土木事務所跡地（事務所敷地）を有効活用することにより、地域の課題解決を図ることを目的とした事業者公募（課題解決型公募）を予定しています。

事業者公募に先立ち、民間事業者の皆様にも地域の課題解決につながる提案をしていただきながら、公募に向けた条件整理を行うため、本市で検討している導入予定施設等について、民間事業者の皆様との対話を実施しますので、お知らせします。

なお、この対話を通じて、民間事業者の皆様と本市とのコミュニケーションが図られ、公募に向けて、より良い提案が検討されていくことを期待します。

■ 対象地の概要

【旧南区総合庁舎跡地】

<所在>

南区花之木町三丁目48番1ほか

<土地の地目・面積（公簿）>

宅地・4,399.56㎡

<用途地域（建ぺい率／容積率）>

近隣商業地域（80％／300％）

【旧南土木事務所跡地（事務所敷地）】

<所在>

南区別所一丁目57番ほか

<土地の地目・面積（公簿）>

宅地・3,155.00㎡

<用途地域（建ぺい率／容積率）>

準工業地域（60％／200％）

■ 対話に向けた説明会の開催（事前申込制）

<日時・場所>

平成28年12月12日（月）

午後2時～午後3時

横浜市役所本庁舎4階 402号会議室

<申込先・申込期日>

横浜市財政局資産経営課

平成28年12月9日（金）午後5時まで

■ 対話の実施（事前申込制）

<日時・場所>

平成28年12月15日（木）～12月28日（水）及び

平成29年1月4日（水）～1月18日（水）

（ただし、土曜日、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定する休日を除きます。）

30分～1時間程度（個別に調整します。）

横浜市役所本庁舎又は周辺の会議室

<対象者>

事業の実施主体となる意向を有する法人又は法人のグループ（これらに準ずる団体を含む。）

<申込先・申込期間>

横浜市財政局資産経営課

平成28年12月12日（月）～

平成29年1月17日（火）午後5時

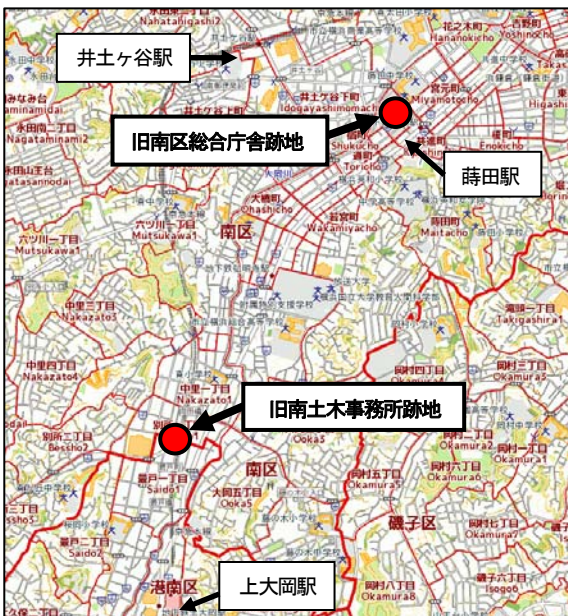
<主な対話内容>

土地売却方式として、次の内容等について対話を行います。

- ・ 地域の課題解決や施設整備等に関する事項
- ・ その他公募の参考となる事項について

対話は両方の土地
又は一方の土地の
いずれでも可能です。
（土地ごとに申込み）

※ 各土地の対話の詳細及び申込みについては、資産経営課のホームページに掲載する実施要領を御参照ください。
<http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/toti/hoyutochi>



お問合せ先

財政局資産経営課長 鈴木 康弘 Tel 045-671-2198

【裏面参考】

対象地の概要等

1 対象地の概要

	旧南区総合庁舎跡地	旧南土木事務所跡地(事務所敷地)
所在及び交通	南区花之木町三丁目48番1ほか 横浜市営地下鉄蒔田駅から徒歩 約5分、京浜急行線井土ヶ谷駅か ら約15分	南区別所一丁目57番ほか 京浜急行線・横浜市営地下鉄上大 岡駅から徒歩約15分
公募予定土地面積	4,399.56㎡(公簿)	3,155.00㎡(公簿)
都市計画による制限	用途地域：近隣商業地域 建ぺい率/容積率：80%/300% 高度地区：第6種高度地区 防火・準防火地域：準防火地域	用途地域：準工業地域 建ぺい率/容積率：60%/200% 高度地区：第5種高度地区 防火・準防火地域：準防火地域
既存施設	解体中(30年度上半期に解体終了予定)	解体中(28年度内に解体終了予定)

※ 都市計画による制限内容、建築基準法道路種別等は、「i-マップ」で確認してください。

<URL> <http://www.city.yokohama.lg.jp/>

2 地域課題について

【旧南区総合庁舎跡地】

旧南区総合庁舎跡地は、区の中央に位置し、区役所の跡地であるという土地の特性上、区民全体の生活の質の向上に資するため、少子高齢化にも対応した区民生活を支える機能の導入が必要であるとともに、地域活動の拠点づくりが必要

【旧南土木事務所跡地(事務所敷地)】

旧南土木事務所跡地(事務所敷地)では、地域で未整備となっている地域ケアプラザを整備することや、地域のニーズに対応して子育て支援機能を導入することが必要

3 公募条件(素案)

【旧南区総合庁舎跡地】

近隣商業地域に建築できる建築物で、周辺環境と調和したものとし、次に掲げる内容を条件とします。

● 募集用途

医療、福祉(高齢者支援施設等)又は子育て支援(保育所等)機能を含む区民全体の生活の質の向上に資するものとします。

ただし、住宅等(老人ホーム、高齢者・子育て世帯向け住宅を含む。)の居住機能は不可とし、医療、福祉又は子育て支援機能以外の用途を提案する場合は、別記に掲げる除外用途に該当しない生活利便施設とします。

● 附帯設置を要する施設

- ・ 地域交流スペース及びオープンスペース(事業者が設置・運営し、民間ノウハウを生かした地域活動等の拠点となるもの)
- ・ 地域防災に供する施設(地域の防災器具を収容する機能を含む。)
- ・ 地球温暖化対策に供する施設

(備考)

※1 区民全体の生活の質の向上に資するよう、医療、福祉又は子育て支援機能は、その内容と規模を提案審査において評価します。

※2 保育所については、子育て支援機能として区分します。

【旧南土木事務所跡地(事務所敷地)】

準工業地域に建築できる建築物で、周辺環境と調和したものとし、次に掲げる内容を条件とします。

● 募集用途

地域ケアプラザに供する床及び子育て支援(保育所等)機能を含むものとします。

ただし、地域ケアプラザに供する床及び子育て支援機能以外の用途を提案する場合は、別記に掲げる除外用途に該当しないものとします。

● 附帯設置を要する施設

- ・ 地域防災に供する施設
- ・ 地球温暖化対策に供する施設

(備考)

※ 地域ケアプラザに供する床の整備は、事業者が行うものとします。(横浜市への賃貸又は分譲を想定)

【別記】（2敷地共通）

- ・ 興行・集会を目的とする施設、旅館、ホテルその他これらに類するものの用
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これらに類するものの用
- ・ 反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用

